

国民年金に関する事務に係る
特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

【本市の要綱変更による修正】

該当ページ	旧	新
P.17	II 6 ① 保管場所 1. 保管場所の態様 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 9 条（サーバーの導入及び運用）に規定される「（1）サーバーは、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置しなければならない。」及び第 11 条（管理区域）に規定する「（1）水害対策及び確実な入退室管理を行うこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・保管場所は堺市役所本館 9 階にある無窓の電算機室に設置している。 ・電算機室内のサーバー等は、落下しないようにベルトを掛け、又はビス止めするなど転倒及び落下防止等の耐震対策を行っている。 ・電算機室に火災報知器や消火設備等を設置するなどの防火措置を行っている。 ・電算機室に漏水センサーを設置するなどの防水措置を行っている。 ・電算機室から外部に通ずるドアは最小限とし、入口には監視カメラを設置している。	II 6 ① 保管場所 1. 保管場所の態様 堺市情報セキュリティ対策基準要綱 4 - 1（1）機器の取付及び 4 - 2（1）管理区域の構造等に基づき、以下の対策を行っている。 ・保管場所は堺市役所本館 9 階にある無窓の情報システム室に設置している。 ・情報システム室内のサーバー等は、落下しないようにベルトを掛け、又はビス止めするなど転倒及び落下防止等の耐震対策を行っている。 ・情報システム室に火災報知器や消火設備等を設置するなどの防火措置を行っている。 ・情報システム室に漏水センサーを設置するなどの防水措置を行っている。 ・情報システム室から外部に通ずるドアは最小限とし、入口には監視カメラを設置している。
P.17	II 6 ① 保管場所 2. 保管場所への立入制限・アクセス制限 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 9 条（サーバーの導入及び運用）に規定する「（4）操作の権限を有しない者に容易に操作されることがないように、サーバーに記録された情報の重要度に応じて設置場所への入室制限を行うなど適切な措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・電算機室への入室は許可された者のみが必要な区画のみに立ち入るように制限し、I C カ	II 6 ① 保管場所 2. 保管場所への立入制限・アクセス制限 堺市情報セキュリティ対策基準要綱 4 - 2（2）に基づき、以下の対策を行っている。 ・情報システム室への入室は許可された者のみが必要な区画のみに立ち入るように制限し、I C カードによる入退室管理を行っている。 ・入室者は、情報システム室に入室する場合、身分証明書等を携帯している。 ・あらかじめ入室許可を受けていないものが障害等の突発的対応によって情報システム室に入る

国民年金に関する事務に係る
特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
	ードによる入退室管理を行っている。 ・入室者は、電算機室に入室する場合、身分証明書等を携帯している。 ・あらかじめ入室許可を受けていないものが障害等の突発的対応によって電算機室に入る場合は、同室への入室を許可された職員等が付き添うものとし、外見上職員等と区別できるようにしている。 （略）	場合は、同室への入室を許可された職員等が付き添うものとし、外見上職員等と区別できるようにしている。 （略）
P.17	II 6 ③ 消去方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 8 条（記録媒体の管理）に規定する「(5)不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得なければならない。この場合において、不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行ったうえで、廃棄しなければならない。」及び「(6)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、その重要度に応じて、日時、処理担当者及び処理内容を記録するなど適切な処理を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・国民年金システムにおいては、年金情報を一括削除する機能を設けており、不要になった情報については、データ管理者の許可のもと、年 1 回のサイクルで、復元不可能な状態での削除処理を行う。 （略）	II 6 ③ 消去方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱 2（2）⑩に基づき、以下の対策を行っている。 ・国民年金システムにおいては、年金情報を一括削除する機能を設けており、不要になった情報については、情報セキュリティ管理者の許可のもと、年 1 回のサイクルで、復元不可能な状態での削除処理を行う。 （略）
P.20	III 3 リスク 2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法 1. ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 13 条	III 3 リスク 2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法 1. ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱 6－2

国民年金に関する事務に係る
特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
	（職員の責務）第 3 項に規定する「（9）操作を許可された者以外に端末機もしくはサーバーの操作方法を教示し、又は端末機もしくはサーバーの操作をさせないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 （中略） 2. なりすましが行われなかったための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 13 条 （職員の責務）第 4 項に規定する「(1) 他人に自己の保有する I D を使用させないこと。」「(2) 自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」「(3) パスワードは、十分な長さのもので第三者が想像しにくいものとする。」「(4) パスワードは、定期的に変更すること。」「(5) 端末機及びサーバーにパスワードを記憶させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 （略）	（1）、（4）及び（5）に基づき、以下の対策を行っている。 （中略） 2. なりすましが行われなかったための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱 5 - 4 （2）及び（3）に基づき、以下の対策を行っている。 （略）
P.20	III 3 リスク 2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法 （略） -職員等は、パスワードが流出したおそれがある場合には、電算管理者にすみやかに報告し、パスワードを速やかに変更している。 （略）	III 3 リスク 2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法 （略） -職員等は、パスワードが流出したおそれがある場合には、情報システム管理者にすみやかに報告し、パスワードを速やかに変更している。 （略）
P.21	III 3 リスク 2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 17 条 （アクセス制御）第 1 項に規定する「（1）情報システムを利用する職員等について、情報システムごとに定められた方法に従い、その登録、変更、抹消等を行うこと」に基づき、以下の対策を行っている。	III 3 リスク 2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱 6 - 2 （1）に基づき、以下の対策を行っている。 （略）

国民年金に関する事務に係る
特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
	(略)	
P.21	III 3 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条（アクセス制御）第1項に規定している「(3) 情報システムの管理に係る権限の付与は、必要最小限の者に限ることとし、厳重に管理すること。」に基づき、以下の対策を行っている。 (略)	III 3 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第6-2(1)に基づき、以下の対策を行っている。 (略)
P.21	III 3 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第16条（電子計算機及びネットワークの管理）第1項に規定する「(1)各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、不正なアクセス等に対処できるよう一定の期間保存し、及び記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずること。」に基づき、以下の対策を行っている。 (略)	III 3 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第6-1(8)に基づき、以下の対策を行っている。 (略)
P.22	III 4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法 業務従事者届等の提出時に、委託先と協議を行い適正な従事者数を定める。電算機室の入室に係るシステム管理部門への事前登録は、必要最低限の人数としている。閲覧・更新の操作ログを取得し、不正な使用がないことの確認ができるようにしている。	III 4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法 業務従事者届等の提出時に、委託先と協議を行い適正な従事者数を定める。情報システム室の入室に係る ICT イノベーション推進室への事前登録は、必要最低限の人数としている。閲覧・更新の操作ログを取得し、不正な使用がないことの確認ができるようにしている。
P.24	III 5 リスク1 その他の措置の内容	III 5 リスク1 その他の措置の内容

国民年金に関する事務に係る
特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
	・入室権限を厳格に管理している電算機室にサーバーを設置し、情報の持ち出しを制限している。 （略）	・入室権限を厳格に管理している情報システム室にサーバーを設置し、情報の持ち出しを制限している。 （略）
P.26	III 7 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 1. サーバー設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 9 条（サーバーの導入及び運用）に規定する「（４）操作の権限を有しない者に容易に操作されることがないように、サーバーに記録された情報の重要度に応じて設置場所への入室制限を行うなど適切な措置を講じなければならない。」及び第 11 条（管理区域）に規定する「（１）水害対策及び確実な入退室管理を行うこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・サーバーを設置する電算機室から外部に通ずるドアは最小限とし、IC カードにて立入を制限の上、監視カメラを設置して入退室を監視している。	III 7 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 1. サーバー設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱 4 - 2（１）及び 4 - 2（２）に基づき、以下の対策を行っている。 ・サーバーを設置する情報システム室から外部に通ずるドアは最小限とし、IC カードにて立入を制限の上、監視カメラを設置して入退室を監視している。
P.26	III 7 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 2. 端末設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 10 条（端末機及びサーバーの管理）第 1 項に規定する「システム利用責任者は、執務室等に職員等がいない場合における当該執務室等の施錠等の徹底、端末機、サーバー等の固定その他情報資産の盗難防止のための措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・職員等は、パソコン等の端末について、第三者に使用されること、又は電算管理者の許可	III 7 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 2. 端末設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱 4 - 4 ①及び 5 - 1 ⑩に基づき、以下の対策を行っている。 ・職員等は、パソコン等の端末について、第三者に使用されること、又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時の端末のロック等、適切な措置を講じている。 ・業務終了後は、パソコン等の端末を施錠できるロッカーへ保管し、又はセキュリティワイヤロックを

国民年金に関する事務に係る
特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
	なく情報を閲覧されることがないように、離席時の端末のロック等、適切な措置を講じている。 ・業務終了後は、パソコン等の端末を施錠できるロッカーへ保管し、又はセキュリティワイヤロックを導入し、盗難を防止している。	導入し、盗難を防止している。
P.26	III 7 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 3. 記録媒体・紙媒体の保管場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 8 条（記録媒体の管理）に規定する「（3）重要な情報を記録した記録媒体については、その重要度に応じて、漏洩、滅失、損傷等の防止に備えるなど適切な対策を講じた場所に保管しなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・情報を記録した記録媒体を保管する場合、施錠可能なロッカーに保管している。 ・職員等は、記録媒体や情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること、又は電算管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように容易に閲覧されない場所（施錠可能な事務所内倉庫や保管庫）へ保管している。	III 7 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 3. 記録媒体・紙媒体の保管場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱 4 - 4 ②及び 5 - 1 ⑩に基づき、以下の対策を行っている。 ・情報を記録した記録媒体を保管する場合、施錠可能なロッカーに保管している。 ・職員等は、記録媒体や情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること、又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように容易に閲覧されない場所（施錠可能な事務所内倉庫や保管庫）へ保管している。
P.27	III 7 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 ○不正プログラム対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 19 条（不正プログラム対策）第 1 項に規定する「職員等は、外部から取り入れ、又は外部へ持ち出すデータ、送受信する電子メール等については、不正プログラムチェック（当該データ等にウイルスが含まれているか否かを調べることをいう。）を行うなど、不正プログラムのシステムへの	III 7 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 ○不正プログラム対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱 6 - 4（2）及び 6 - 4（3）に基づき、以下の対策を行っている。

国民年金に関する事務に係る
特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
	侵入又は外部への拡散その他不正プログラムによるシステム障害等の発生の防止に努めなければならない。」及び第 19 条（不正プログラム対策）第 2 項に規定する「電算管理者は、常時不正プログラムに関する情報収集に努め、不正プログラムチェック用の定義ファイル等は常に最新のものに保たなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。	
P.27	III 7 リスク 1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 ○不正アクセス対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 17 条（アクセス制御）第 1 項に規定する「（7）本市の外部の組織から本市のネットワーク及び情報システムにアクセスする場合は、直接本市の内部ネットワークに接続させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・システムは、外部のインターネットと物理的に接続していない。 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 18 条（ネットワーク及び情報システムの監視）第 1 項に規定する「電算管理者は、セキュリティに関する事案を検知するため、情報システムについて監視等を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・電算管理者はセキュリティに関する事案を検知するため、情報システムを常時監視し、障害が起きた際にも速やかに対応できるようにしている。 （略）	III 7 リスク 1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 ○不正アクセス対策 堺市情報セキュリティ対策基準 6－2（2） ⑦に基づき、以下の対策を行っている。 ・システムは、外部のインターネットと物理的に接続していない。 堺市情報セキュリティ対策基準要綱 7－1 ①に基づき、以下の対策を行っている。 ・情報システム管理者はセキュリティに関する事案を検知するため、情報システムを常時監視し、障害が起きた際にも速やかに対応できるようにしている。 （略）
P.28	III 7 リスク 1 その他の措置の内容 関係規定の整備 メール送信によるインシデント発生を防ぐため、	III 7 リスク 1 その他の措置の内容 （削除）

国民年金に関する事務に係る
特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
	個人情報を含む重要な情報を送信する際のメール使用の是非を慎重に判断するよう関係規定（堺市情報セキュリティポリシー）を改正した。	
P.29	IV 1 ②監査 具体的な内容 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第24条（監査）第1項に規定する「情報セキュリティ監査統括責任者は、十分な専門的知識を有する者をして情報セキュリティについての監査を定期的にさせなければならない。」に基づき、以下の対応を行っている。 ・定期的に、外部の第三者による監査を実施している。 （略）	IV 1 ②監査 具体的な内容 堺市情報セキュリティ対策基準要綱9-1に基づき、以下の対応を行っている。 ・定期的に、外部の第三者又は評価実施機関内による監査を実施している。 （略）

【法令改正による修正】

該当ページ	旧	新
P.5	I 5 法令上の根拠 ・番号法第九条第1項 別表第一の三十一の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第二十四条の二	I 5 法令上の根拠 ・番号法第九条第1項 別表 項番四十六 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第二十四条の二
P.16	II 5 提供先 1 ① 法令上の根拠 番号法第9条第1項別表第一 第31の項	II 5 提供先 1 ① 法令上の根拠 番号法第九条第1項 別表 項番四十六

【その他の修正】

該当ページ	旧	新
P.4	I 2 システム 2 ② システムの機能 （略）	I 2 システム 2 ② システムの機能 （略）

国民年金に関する事務に係る
特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当箇所	旧	新
	5 文字管理機能 ：文字変換及び外字一元管理、外字配布を行う機能 6 帳票出力機能 ：共通基盤印刷専用ソフトウェア（Interstage List Creator）により印刷を行う機能 7. 持ち出し制限機能 ：使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能。 8. 生体認証機能 ：Windows ログイン認証前に生体（顔）による認証を行う機能。 （略）	5 文字管理機能 ：文字変換を行う機能 6. 持ち出し制限機能 ：使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能。 7. 生体認証機能 ：Windows ログイン認証前に生体（顔）による認証を行う機能。 （略）
P.22	III 3 リスク3 リスクに対する措置の内容 （略） 2. 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章（罰則）規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条（侵害時の対応）第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。	III 3 リスク3 リスクに対する措置の内容 （略） 2. 非違行為を行った職員に対する措置 堺市職員の懲戒処分の基準に関する規則第2条に基づき、以下の対策を行っている。 ・非違行為を行ったものに対しては、非違行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。
P.29	IV 2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法 （略）	IV 2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法 （略）

国民年金に関する事務に係る
特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
	2. 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第 6 章（罰則）規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 15 条（侵害時の対応）第 10 項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。	2. 非違行為を行った職員に対する措置 堺市職員の懲戒処分の基準に関する規則第 2 条に基づき、以下の対策を行っている。 ・非違行為を行ったものに対しては、非違行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。
P.32	VI 1 ① 実施日 令和 4 年 1 月 31 日	VI 1 ① 実施日 令和 6 年 9 月 30 日
P.32	VI 2 ② 実施日・期間 令和 3 年 11 月 2 日から令和 3 年 12 月 1 日までの 30 日間	VI 2 ② 実施日・期間 令和 6 年 7 月 2 日から令和 6 年 8 月 1 日までの 31 日間
P.32	VI 3 ① 実施日 令和 3 年 12 月 10 日・令和 4 年 1 月 21 日	VI 3 ① 実施日 令和 6 年 9 月 6 日